香川大学経済論叢 第79巻第1号2006年6月 1-21

資本の運動について(2)

--- 個人事業者の位置づけ ---

安 井 修 二

I 本稿の課題

本稿は、前稿〔16〕の延長上にある。資本の運動をもう一度根底から見直してみようというのが、その目的であるが、本稿では、少し範囲を広げて考えてみたい。

本稿では、より具体的に、個人事業者の運動様式を取りあげることとする。 資本主義社会では、そのような階級は(資本家階級と労働者階級と土地所有者 階級に)分解を遂げていくものと考えられ、少なくとも経済学の原論のような ところではほとんど議論されないことになる。もっとも、では、補論としてで も取り扱われるかというとそうでもない。宇野理論の場合は、原理論と段階論 という区別があり、段階論のなかで出てくる議論になるであろうが、そうする と、どうしても扱いが「個別事情がありさまざまである」ということになって きて、抽象的な議論としては取り扱われない。

本稿では、個人事業者の行動様式を少なくとも理論的な形で処理してみたいと考えている。そうすることによって、前稿 [16] から取り扱っている「資本とは何か」という問題に対してももう少し有効な考察を与えることになるであるう。もちろんそれだけではない。本稿では、後半で、自営業者の問題を農業

⁽¹⁾ 個人事業者とか、自営業者とか、小農とかといったカテゴリーは明確に確定することが難しい。株式会社のような法人は有限責任であり、(株式会社とか有限会社とかいった)法人のあり方にしたがった組織形態が存在する。これに対して、個人事業者は無限責任であり、個人が組織全体を統括することになり、家族や少数の従業員を入れても、個人が中心に位置し、その意味では、自営業者という位置づけにもなる。

部門にあてはめて考えてみたいと思っている。日本の農業部門では、階級分解が進展せず、今日でも、専業であれ兼業であれ、自分の土地で自分の労働で生産活動を営むというのが、(土地の貸借はある程度進んできているし、バブルの崩壊・土地神話の崩壊から、その点は今後大きく進展するかもしれないが、それでも全体としてみれば依然として)変わらない大きな原則になっている。しかし、そういう農業・農家・農民がいまは、グローバリゼーションの進行の下、解体の危機に直面している。解体するということがあれば、それは日本社会のさまざまな地域の解体に直結し、それはひいては地球環境問題にも直結していくことにならざるをえない。われわれのような理論的構成が、そういう問題に対して若干なりとも貢献することができるのではないかと考えているのである。

Ⅱ 個人事業者の位置づけ

まず、私の長年の問題意識から始めよう。拙著〔13〕では、市場社会主義論を構築することが目的であったが、同時に、旧来の社会主義がなぜ崩壊せざるを得なかったかも明らかにしようとした。

とはいえ、旧来の社会主義が何も改革を考えてこなかったわけではないし、 また、実践してこなかったわけではない。とりわけ、ハンガリーなどで活用されていたセカンドエコノミーをどう理解するかも一つの焦点だった。これは、 旧来の社会主義のあり方とは別に、何か説明が必要であると考えた。

いうまでもなく、社会主義であるから、労働者を雇用するということは基本的には(副次的にはあったかもしれないが)否定されていた。しかし、そこでは、貨幣が投下され、それが増殖して戻ってくるという運動を繰り返していたはずである。そして、それが停滞して行き詰まっていた社会主義に一つの活性化作用をもたらしていたはずである。

それを図式化すれば、当然以下のようになる。

$$G - W(PM) - P - W' - G' \tag{1}$$

ここでは労働力を購入することはないから、貨幣を投下して購入してくるのは、生産手段 (PM) だけである。そして、生産過程は当然自己労働によって担われる。G' には増殖分が含まれているが、その中身を考えるためには、W' の中身を解明しておく必要がある。W' は、生産手段の価値が移転した部分 (C) と新しく価値を付け加えた部分 (N: 生きた労働)に分かれるから、増殖分は、そのN が貨幣に転化したものであるということになる。N を形成したのは自己労働である。したがって、そこから自分が生活していくために必要な部分を控除した残りの部分が、余剰ということになり(剰余価値ではない)、それは次期の拡大の資金として活用されることになる。

以上のような議論が拙著〔13〕には書いてあった。しかし、そこでの叙述では、あくまでも「生きた化石」であると位置づけていた。それは、社会主義本来のものとは異なり、資本主義とも当然異なっているから、「生きた化石」のように利用されているのだ、という位置づけであった。しかしながら、こうした議論を大学院の授業で説明していたら、予想もしていなかった問題が提起された。それなら、それはわれわれの社会での自営業者(個人事業者)の説明に使えませんか、と。私自身は考えてもいなかったが、そう言われればその通りであった。

しかしながら、それを突き詰めていくと、この問題はもっと大きな問題を もっていることがわかってきた。一つは、資本の概念や資本家の概念を本格的 に再検討しなければならないということであり、もう一つは、そもそもセカン ドエコノミーや個人事業者を「生きた化石」として消極的に捉えていていいの か、という問題である。まず、前者の問題から考えていこう。

Ⅲ 資本と資本家の概念の再考

上述のように、個人事業者の運動は、(1)と同じ定式で与えられる。

$$G-W(PM)--P--W'-G'$$

そして,この運動は、たとえ自分が生活していくために必要な部分を控除したとしても、余剰が残ることはありうることである。いま生活していくために

必要な部分をLM と名付けて、余剰を Δg (産業資本の剰余価値を ΔG とし、それと区別するため、ここでは小文字のg を使うこととする)とすると、 $\Delta g = G' - G - LM$ となる。そうすると、個人事業者といえども、行動は Δg の拡大、即ち価値増殖が目的となる。資本の主体が価値であり、無限に自己増殖する価値の運動体が資本であるとすれば、ここでも資本の規定はそのまま適用されることになる。そして、資本の運動を人格的に担うのが資本家であるから、個人事業者は、資本の運動を担い、それ故資本家であるということになる。

但し、個人事業者では、搾取は成立しないから、資本の規定や資本家の規定から、資本主義的搾取や搾取階級という規定は外されることにならざるをえない。個人事業者が階級分解を遂げていくものとし、そうした階級分解を遂げた後の資本主義社会を対象にしたマルクスにとっては、想定もしていなかったことである。しかし、マルクスが考えたようには歴史は展開しなかったのであるから、マルクスの規定自体の見直し作業は不可欠である。ここまでは、拙稿[16]で述べたことである。

そこで,次に、個人事業者の位置づけの問題に入ることにしよう。

IV 個人事業者の位置づけの見直し

この話に入る前に、少し遠回りになるが、「貨幣の資本への転化」という議論から入ることとしよう。

資本という規定は、いうまでもなく『資本論』では、「貨幣の資本への転化」のところで出てくる。「貨幣の資本への転化」は、「第1篇 商品と貨幣」と「第3篇 絶対的剰余価値の生産」の間にあり、第2篇を構成するが、第2篇は、「第4章 貨幣の資本への転化」だけの章から成り立っている。

「第1篇 商品と貨幣」が、社会的分業の編成システムとしての市場経済を明らかにしたものであり、「第3篇 絶対的剰余価値の生産」が資本主義的な生産関係のあり方を説明したものであるとすれば、第2篇は、中途半端な位置にある。商品と貨幣の議論の延長上に、資本形式を登場させ、商品・貨幣・資本を流通形態として把握する宇野の議論は、「貨幣の資本への転化」を「第1

篇 商品と貨幣」に近づけて理解したものといってよい。これに対して,正統派マルクス経済学では,「貨幣の資本への転化」を「第3篇 絶対的剰余価値の生産」に近づけて理解する。そこでは,資本主義的生産関係を明らかにする出発点のような位置づけになり,産業資本の運動を流通面から先取りして定式化したような形になる。

私自身は、この点についていえば、字野的な流通形態論という位置づけの方を支持している。ところが、字野自身は、流通形態論として純化せず、どこかで産業資本の運動の導線のような位置づけがある。しかも、そうした議論を商品・貨幣の延長上に与えようとするから、余計に話が混乱してくる。即ち、貨幣論のうち、蓄蔵貨幣や世界貨幣のなかから、資本に転化するという議論を導こうとするのである。全体としては、一つの議論が次の議論を生み出す動力をもっているかのような論理展開を試みようとしているが、それは必ずしも成功していないから、結局議論が迷路のようなところに入り込むことになっていった。

私は、商品・貨幣・資本を流通形態として独立的に把握する。したがって、それは産業資本の運動形式などをもたらすものではない。それどころか、市場社会主義論を提起する人間としては、商品・貨幣・資本は(そこに資本までが入っているところが大事であるが)、資本主義社会にも社会主義社会にも共通に利用できる流通形態として設定する。産業資本の運動を誘導するなどということはおおよそ考えられない話である。

流通形態論の一環としての資本形式論は、資本が運動を展開できる部面として、商人的活動と金貸的活動に生産的活動があげられる。生産的活動を商品生産資本の運動と名付けるとすれば、それは、労働力を雇用するかどうかということは含まれない抽象的な規定でなければならないから、以下のようになる。

$$G - W - P - W' - G' \tag{2}$$

この規定には、ここでの議論でいえば、G を投下して購入してくる商品 (W) が特定化されていない。その意味で、産業資本の運動形式も個人事業者

の運動形式も, 更には社会主義的企業の運動形式も包摂される抽象的な規定の ままである。

拙著で、セカンドエコノミーを位置づけようとして、それは「生きた化石」であるとしていたが、その時の意味は、セカンドエコノミーは、G-W--P--W'-G'という(2)式の運動を行っているようにみえる。それは本来存在しないものであるが、あえて抽象的な規定の実体を求めるとすれば、ここにみつかるというような意味であった。しかし、そうすると、どうしても本来ありえないものが残ってしまっている、ということになってしまう。そして、いま対象にしようとしている個人事業者の運動形式も、本来あり得ないものが残っているという意味での「生きた化石」ということになってしまう。しかし、そういう消極的な位置づけではないものが望まれているのではないか。

間違いの一つの原因は、セカンドエコノミーにせよ、個人事業者にせよ、G-W--P--W'-G'というまだ具体的な生産関係を特定化できない抽象的な規定のなかに、あえて特定の生産関係を投じたというところにある。抽象的な規定をそのままにしてそのなかにというのではなく、個人事業者を資本主義社会のなかに位置づけてみる必要があるのではないか。資本主義的生産関係ではないものを資本主義社会のなかに位置づけるとすれば、ある種の擬制が必要となる。そこで、そうした擬制のために必要な定式化をあらかじめしておこう。

補論 小幡〔5〕について

ここで,「貨幣の資本への転化」について論じた小幡〔5〕について言及して (2) おこう。

小幡 [5] の最終的な結論部分は、資本概念を極限にむけて抽象化してゆくと「外的条件が作用する開口部に逢着する」(73頁)というものである。開口部自体は多様にあり、外的条件が多様な開口部に作用し、相互に干渉しあうなかで、「資本家的な経営形態も土地の所有形態も決まってくると考えるべきである」(76頁)としている。商品・貨幣・資本という流通形態の最後に位置する資本は、多様な開口部を形成し、そこに多様な外的条件が作用し、干渉しあうというのである。小幡 [5] が取り扱う外的条件というのでは、株式会社が

念頭に置かれているが、株式会社に限定される必要はないはずである。資本主義に限定される必要もないであろう。それは、われわれが従来から想定してきた社会主義的関係でもよいはずであるし、ここで取り扱う個人事業者でもよいはずである。まさにさまざまな生産関係に開けた開口部がそこに用意されていると考えればいいのである。資本主義自体が(宇野理論的な純粋資本主義像を

- (3) 問題は、開口部までを導いてくる商品経済の内的な力・論理である。全体の論述が難解で、十分把握できないが、3点に整理することとしよう。
 - ① 貨幣増殖と価値増殖

これは、字野理論が商品・貨幣・資本を流通形態として把握しておきながら、資本の展開を貨幣論、とりわけ蓄蔵貨幣や世界貨幣の延長上に、その増殖論として展開したことへの批判となっている。それは、私がここで論じたことと同じであろう。従来の字野理論への批判としては大きな意味を持っているかもしれないが、字野理論の枠内にいない人間にとっては、細かく論ずることでもないだろう。

② 転売と価値増殖

ここでは、価値の不安定性という議論を提起し、それを防ぐためには、転売が必然化するとする。価値が転売を通して期間をこえて維持される(増殖される)ことになるわけであり、転売は市場の内部から誘発される、と。

まず、価値の不安定性についていうと、小幡〔5〕は当然、価値を抽象的人間労働などとは定義していない。私も拙著等で、価値を「労働生産物の、交換を通した社会的な評価」と規定してきた。交換を通した社会的な評価というと、評価メカニズムと評価された物という二つの意味をもつことになるが、どちらにしても抽象的人間労働などのように客観的に決められた大きさという形にはならない。不安定な、どこにでも落ち着く定義である。だから、価値自体がもつ不安定性については特別の異論はない。

小幡〔5〕の論理は、これが転売を必然化するというものである。転売という議論は 小幡〔4〕から受け継がれているものであるが、ここでは、転売型市場が問題ではな

⁽²⁾ 小幡 [4] では「種の属性としての価値」を議論していた。その内容を私は以下のように要約した「(1)市場価値論の議論を商品論のレベルまで降ろしてきたこと、(2)市場価値論であれば、生産条件の差から、個別的価値の差が残るという議論を展開するところを、小幡の場合は、転売型の商品種を前提することによって、一つの商品種に基準(内在的価値—正しくいえば『一定の幅の価格帯』というべきであろうー)と〈個体〉としての価格という議論を展開しようとしていること」(拙稿 [15] 106 頁)。この要約からいえば、(3)の課題を本格的に果たそうとしたのが、小幡 [5] であるということになる。小幡 [4] では、転売型の商品市場(更には、証券市場や中古市場・リース市場)を展開するということに中心点が置かれていた(価値の定義はそのなかから出てきたものに過ぎない)が、小幡 [5] では、資本の運動の導出に中心点が置かれているため、商品市場に関わる論点は少し退いた形になっている。退いたというだけでなく、後に述べるように、外的条件への開口部という問題意識が鮮明に出てきて、商品・貨幣・資本の流通形態の最後にあたる資本部分にふさわしい議論(少なくとも私にとってはふさわしいと思える部分)も用意されることになっている。

否定した形になるが)そもそもそういうものである、と。小幡〔5〕から引用すると、「資本が歴史的に多様なすがたを示してきたのは、商品経済的な原理だけで構成される純粋な資本像に、さまざまな不純な要素が加味したためではない。資本の概念自体が、そのうちに多様化する契機を内包しているのであり、その解明は収斂説的な資本主義像から脱却する新しい原理論の方法を必要とするのである」(74 頁)。

V 個人事業者の運動形式の定式化

個人事業者の資本の運動は、(1)式を更に詳しく書くと、以下のように定式化される。

$$G - W(PM) - P - W' - G' \quad G' = G + LM + \Delta g \tag{3}$$

い。資本が転売という運動をせざるを得ないものとして位置づけているだけである。このことも、考え方次第では受け入れられないものではないだろう。即ち、私は、マルクスと同様に資本を「自己増殖する価値の運動体」と定義するが、なぜ価値増殖かと議論するとき、人間に帰属させるのでは(たとえば人間が持つ利己心だとかでは)なく、資本を利己的遺伝子のように考え、資本そのものに帰属させることとしている。そして、資本の運動に従属したものとして人間を位置づけることとしている。そのとき、なぜ資本が利己的遺伝子のようなものなのかは問うていない。小幡〔5〕の議論は、価値そのものが不安定なものとすることによって、市場の内側から転売を続けざるを得ず、それによって増殖を実現せざるを得ないものとして資本を位置づけている。利己的遺伝子のように行動することを市場の内側から説明しようとするものと解釈すれば、それは意味がないことではないだろう。

③ 投下と評価

価値増殖活動としての資本としては、投下が必要であり、投下とは異時点間における評価の問題であるとし、最終的に「価値増殖運動としての資本は、こうした転売活動を客観的な期間概念で区切り、繰り返し評価する」(71頁)ものと規定している。小幡〔5〕は、投下と評価という議論から、その先に、「投下主体と経営主体との分離を誘発する本源的契機が内包されている」(72頁)としていて、ここから、(所有と経営の分離も含んだ)株式会社等で展開されることになる基本規定がすでにこの抽象的な資本規定のなかにあるとして、だからこそ、後にさまざまな展開を誘発する開口部がここには用意されているとするのであろう。

小幡〔5〕の議論では、株式会社に関わる従来の論争が念頭にあって、こうした議論を展開しているので、われわれが提起するような新しい問題提起は入ってこない構図になっている。しかし、個人事業者の法人成りというのも、資本投下とその評価の、特殊な形態規定といえるのではないか。

他方、資本主義的搾取を実現する資本の運動(産業資本の運動)は以下のように定式化される。

$$G - W(PM + AK) - P - W' - G' \quad G' = G + \Delta G$$
 (4)

マルクスの規定では、資本家が投下する資本のなかに労働力 (AK) の購入に必要な部分が入っている(価値構成分でいえば、マルクスの場合は、固定資本の問題を捨象すればC+V が投下資本である)。しかし、賃金 (AL) は後払いが原則である。もし賃金後払いを取り入れて、資本の運動の定式のなかで、賃金は投下した資本が回収された後支払われると仮定すると、産業資本の運動は次のように書き換えられる。

$$G - W(PM) - P - W' - G' \quad G' = G + AL + \Delta G$$
 (5)

この(5)の定式は、マルクスの定式(4)に異議を唱えるものではない。ただ、(3) 式と比較可能なように、作り替えただけである。そして、その作り替え自体は、 産業資本の運動の定式自体を根本から変えるものではない。

VI 擬 制

ここで,(3)式と(5)式を比較してみよう。

(3)式のLM e(5)式のAL とみなし、(3)式のAg e(5)式のAG とみなせば、(3)式と(5)式は同じことになる。もちろん、みなせば、である。もともと(3)式は、個人事業者の運動を定式化したものであり、(5)式は、産業資本の運動を定式化したものである。前者には搾取は含まれないが、後者には搾取が含まれている。その意味では異質なものである。異質なものを同じ形式で処理できるとみなせば、同じものとみなせないわけではないということになる。

われわれはこれを一つの擬制と呼ぶことにする。擬制資本という概念を与えたのは、いうまでもなくヒルファディング [17] である。「株式は、収入請求権、将来の生産に対する債務請求権、収益指図証である。この収益が資本還元されて、このことが株式の価格を成立させるので、この株式価格において第二

の資本が存在するかのように見える。この資本は純粋に擬制的である。現実に存在するものは、産業資本とその利潤だけである」(180頁)。収入請求権等が平均的な利子率で資本還元されて株式価格(株式資本)が成立するが、産業資本は現実に存在するものとしてあって、ここに新しく株式資本が成立するから、それは擬制的であり、擬制資本である、とするわけである。ヒルファディングが対象とする資本の運動形式とここで扱う個人事業者の運動形式は全く異なっている。ここでは、現実に存在するのは産業資本ではなく、あくまでも個人事業者の運動である。しかし、そこに産業資本の運動形式を入れて、解釈し直しをやってみせる、ということである。これもまた一つの擬制である。

われわれが議論したいのは、個人事業者の位置づけである。産業資本の運動が本来のものであって、個人事業者の動きが異質なものであると捉える必要はない。個人事業者を資本主義社会では消え去るものと捉えたのはマルクスであるが、そういう歴史が成り立たなかったことを知っているわれわれは、マルクスと同じ設定に立つ必要はない。だから、産業資本の運動も個人事業者の運動も、それぞれ独立した運動形態であると理解しておけばよいのである。その上で、個人事業者の運動様式の中に、産業資本の運動があるかのようにみなして処理してみてはどうだろうか、というのがここでの問題である。なぜそういう擬制が必要かは後で叙述するとして、こうした擬制を行ってみることとしよう。

そうすると、(3)式の LM を(5)式の AL とみなし、(3)式の Δg を(5)式の ΔG とみなすことになるから、個人事業者の生活手段部分を労働力の価値に等しい部分とみなし、個人事業者の余剰を利潤(剰余価値)に等しい部分とみなすことになる。但し、剰余価値とみなすより、利潤とみなし、それは必然的に企業者利得と利子と地代に分かれるべきものとみなした方が便利である。もちろん、これは単に頭のなかで考えるだけのことではない。そうした処理に実体(法的形式)を与えたものとして、「法人成り」があり、それが現実に進行しているのである(安井・泉保 [14] 参照)。

VI 「法人成り」

いま課題が資本主義社会であったとしよう。そして、そこでは、すべてが資本主義的生産関係に純化されないで、個人事業者が残り、単に残るというのみならず、それが社会のなかで不可欠な役割をしているものとしよう。その時、それを経済学理論としてどう位置づけたらよいのだろうか。

産業資本の運動がすでに与えられているところから出発しよう。個人事業者の(3)式を産業資本の(5)式と同じものとみなすことによって,個人事業者が形成したN (付加価値)は,労賃と企業者利得+利子+地代に分割される。それに応じた扱いがなされることになる。もともとは,N であり,それを労賃や利潤等に分割しても,その本質が変わるわけではないが,そうみなすことになる。みなすということは,上述のように頭で考えるというだけのことではなく,法人という形を取る必要がある。この扱いを,通常は,「法人成り」と呼んでいて、税理士等が自営業者等に勧めるものである。

実務上は、こうした「法人成り」は着々と進められてきたが、その理論的位置づけとなり、労賃とか利潤(利子、地代)とかが出てくると、それは資本主義的な関係に還元された扱いになる。そうすると、搾取関係・階級関係があるのかないのかという話になってしまう。本稿でやったことは、個人事業者の運動の本質は何一つ変わりはないが、そこに産業資本の運動形式を擬制してみせることである。それによって、資本主義社会がもっている経済的な合理性を個人事業者の行動に与えようとするものである。

産業資本の運動を前提として、巨額の固定資本投資を実現するために、株式会社形式が利用されるようになってくる。それをヒルファディングは擬制資本の成立と位置づけたわけである。ここでの「法人成り」は、有限責任形式を取るという意味では似ているが、本質は全く別のところにある。「法人成り」は、産業資本の運動とは別の主体が、自らの運動をまるで産業資本の運動のようにみるための一つの方法である。法人として有限責任になったりするが、それは巨額の固定資本投資の資金を集めたりするためのものではない。もちろん、そ

れによって税法上の利益を獲得したり、信用面でのプラスを獲得することにもなるが、最大の論点は、資本主義的合理性を徹底的に追求することにある。

社会には、産業資本の運動があり、同時に、個人事業者の運動がある。それは当然横一線で存在しており、チャンスは平等に開かれているとする。判断はすべて市場に任されている。資本主義の基本は、機会の平等である。機会にはいろいろなものが含まれる。そうした機会の平等を実現する一つの手段が「法人成り」である。税法上の利益などを考えれば、一つの便法であるようにみえるが、平等な機会に乗った以上は(個人事業者だからといって)もう甘えは許されない。結局、最後に勝ち残ることができるかどうかは、 Δg をどれだけ獲得するかにかかっているのである。そのためには、品質のよいものを、安いコストで製造することが鍵となる。そのことは産業資本の運動(ΔG の獲得とそのための手段)と何一つ変わるところはないのである。

Ⅷ 「法人成り」と農業法人化

「法人成り」は、いままでは製造業やサービス業の個人事業者が対象であったが、いまや農業法人化が進められている。

日本の農業問題がここでの課題ではないが、農業法人化の話に入る前に、関連する限りでふれざるを得ないだろう。日本の農政は長く「効率的で安定的な農業経営」(認定農業者)の育成を目標としてきた。北海道と都府県では規模が違うが、それは、基本的には規模拡大化によって、コストを下げ、それによって効率的で安定的な農業経営者を育成しようというものである。もちろん、ここで規模拡大化といっているのは稲作のことであって、副業的な農業(野菜とか果樹とかいった農産物生産)では、それなりに発展を遂げ、諸外国に負けない位の「効率性と安定性」を維持している農家は決して少なくない。その意味で、農業でも多角化戦略はいまや欠かせないものとなっている。しかし、日本の農業の基本は稲作であって、稲作を抜きにした副業だけで、日本の農業を構築できるわけではないのである。そこで、稲作にしぼって考えると、(1960年代末から1970年代にかけて完成する)中型技術体系があり(それが後に台湾

や韓国に普及していって、稲作のあり方を根本から変革していくことになるが)、まずは、生産技術的な基盤が形成された。その上に、農地法の改正(自作農主義から耕作者主義へ)や農業経営基盤強化促進法制定や改正を通して、農地の流動化を図り、上層への農地の集中化を実現しようとしてきた。それはある程度までは効果をあげてきたと言われているが、日本の農水省が基本的に描いてきたレベルには届いていない。そういうなかで、WTOでの交渉も含めて、グローバリゼーションの荒波が押し寄せ、農産物価格の一層の切り下げを余儀なくされ、規模拡大していく層の経営状態が必ずしも安定的な水準を維持できない状態に追い込まれていっている。

なお、農業生産法人のなかに、もう一つ、特定農業法人という制度がある。これは農業経営基盤強化促進法によって創設された制度であり、集落営農を通して、現在の農業危機を乗り切るための制度である。まずは、法人格をもたない特定農業団体という集落営農組織を設定して、農地の利用集積(農作業の受託)を行っていくものとし、それは、5年後に農業生産法人になることが必要とされている。ここでは、農地の利用集積の促進にあたって、市町村が大きな役割を担うことになる(さもないと、農地改革や土地神話等の長い戦後の歴史のなかでは、容易に農地の流動化が起こらないからである)。こうして、先に示した集落営農組織が最終的に農業生産法人になるという道筋を政策的に促進していこうとしているのである。

(5) 安藤〔1〕第1章には、このあたりの論争が手短に紹介されている。伊藤喜雄の「中型機械体系の確立がもたらした生産力格差の形成を根拠に下層農家の農地は上層農家に賃貸借というかたちで集積されていくという展望を提起した農民層分解論」(1頁)は、「梶井による稲作生産力の階層間格差の検出、今村による地域レベルでの実証」(8頁)によって構造政策として描けるようになり、それは現実に農水省の政策として(規模を拡大していく認定農業者の育成として)展開されることになっていった。しかしながら、「累増する貿易黒字、プラザ合意による円高、多国籍企業による世界経済支配の進行という時代状況の変化は、国民経済にとって必要な農業生産力の実現・確保という政策課題の地位を著しく低めることになったのである。極端な言い方をすると、国家としての

⁽⁴⁾ 農業生産法人は、農地を保有するため、農地法に規定される。それは、大きく、農事組合法人と合資会社・合名会社・有限会社・株式会社(合同会社)に分かれるが、農事組合法人は農業組合法にも規定され、それ以外は商法・会社法にも規定される。しかし、農業生産法人は農地法に規定されるから、肝心の農地を所有することは、農業委員会に(了解が必要だとか、報告が必要だとかして)拘束されている。したがって、農業生産法人という形で法人化(法人成り)する場合、(農事組合法人を除くと)個人事業者としてやっていた農家が法人化するという形がまず想定される。認定農業者の場合はそうした形を取るであろう。しかし、一般的な兼業農家では、まず任意組合としての集落営農を作り、それを法人化していくという形になる。そして、これに関連する議論として長い間論争となってきたのは、農業生産法人ではない株式会社の農業への参入の是非である。

そういう危機的な状況のなかで、いま進行しているのは、担い手(後継者)不足である。認定農業者ですら、どこまで後継者を維持することができるか不明であるが、とりわけ、中山間部の農村における担い手不足は、耕作放棄地の拡大をもたらし、それは最終的には地域の崩壊にまで結び付きかねない状況になっている。農水省がそういう危機的状況のなかで打ち出しているのが、いままで推し進めてきた認定農業者の推進の他に、集落営農の推進である。中山間部を中心とした集落営農も、中核になる農業者がいる場合といない場合でいくつかのパターンが見いだせるが、いずれにせよ、いまのところ、地域保存に重点が置かれ、そのため、農業経営の確立一本に限定せず(農水省自体は、集落営農の評価を入れ始めたが、依然として認定農業者を核とした農業の再建を放棄していない)、事実上、複数の目標を実現していくものとして、集落営農が推し進められている。

長期戦略的な目標設定を脇に置いてしまえば現段階の日本資本主義は『米を生存の条件』とはしない、あるいは WTO 体制の下でそれができなくなってきているということだろう」(14頁)。そこから、認定農業者の育成だけに焦点をあてられず、以下に述べるように、中山間部を中心とした地域保全のために集落営農を推進するということが新たな農業政策の方向として浮かび上がってくることになっていくことになる。

もっとも、従来の論争を整理するなら、経済学者から出された議論も紹介する必要が あるだろう。いま私の手元にある本からいえば、佐伯〔10〕などは典型的な例である。 「伊藤氏の『あたらしい上層農』=資本家的経営という定義に関してであるが、これに ついて論争に参加したほとんどの論者が異口同音に否定的な発言を行い、伊藤氏の見解 を否定している」。「伊藤氏のように、単に『利潤範疇』の成立という形態面だけでこれ を資本家経営と定義するならば、それは資本=賃労働関係を欠いた資本家経営、労働者 ぬきの資本家経営という、まことに奇妙な資本家経営ができあがってしまうのではない か。事実、これら『あたらしい上層農』経営においては、恒常的な雇用労働がほとんど 用いられていないことは一般的に認められているところである」(196~197頁)。この本 は 1976 年に出版されているが、当時のこの種の議論は、他にもあげようと思えばきり がないところであろう。佐伯[10]のように、理論的に切ってみせることは簡単である。 そして、現実にあわせて理論を変えてみても、何一つ新しい成果は出てこないことも事 実である。しかし,現に起こっていることを何一つ説明できない議論というのでは意味 がないであろう。われわれが本稿でやったような「擬制」という考えは、「資本家的と は何か」という原理原則は何一つ変えないで(といっても、資本家=搾取者とは限らな いという意味では、われわれの考えはマルクスとも通説とも違っているが、それは理論 的に突き詰めていった結果到達した結論であって、農業問題の扱いとは別次元の問題で ある). 現に起こっていることに何らかの理論的な説明を与えてみようというものであ る。

複数の目標という場合,従来あった農村文化の継承であったり,自然環境の保護であったりするが(これらを総称して,地域資源の保全とか管理とかいった言葉が次第に使われるようになってきたが),しかし,それも後継者を作り出す決め手になるかどうかわからない。したがって,地域を守るということを本質的に考えると,閉じた形でいると,どうしても解決策がみつからない可能性がある。そこから都市住民との連携のようなこと(グリーンツーリズム)までが模索されることになっているのが現状である。

他方では、こうした流れのなかで、農業でも株式会社の導入が大きなテーマになり、とりわけ財界からの要請が強く作用している。われわれがここで取り上げねばならないのは、まさにこの点にかかっているのである。梶井〔6〕によれば、農業生産を株式会社で担うというだけなら、いままでの制度でもいく

「『担い手』として認定される集落営農は、『一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるもの』、すなわち"集落営農経営"に限られる。そして『効率的かつ安定的』であるかどうかは、認定農業者と同様に、他産業の生涯所得と均衡する農業所得を目標とする『主たる(農業)従事者』が組織内にいるかどうかというメルクマールでもって判断される」(桂〔7〕173頁)。しかし、桂〔7〕が指摘するように、「オール兼業で主業農家の存在しない水田集落」で、主たる従事者を作り出すのは容易ではない。このあたりの議論は対立していて、いまだに結論は出ていないといってもよい。

対立という点からいえば、「食料・農業・農村基本計画」の集落営農をめぐる議論は、全中(全国農業協同組合中央会)と農水省の意見交換を主軸として展開していったようである。「全中は、水田農業のあるべき担い手像を求め、農地の団地的利用を可能にする集落営農こそが求められる形態であると主張した。その観点からは、何ら経営体型集落営農に限定する必要はなかった。他方、農水省は、経営の発展性、持続性は法人、経営体でないと保持し得ない、こうした経営体こそが国際競争力を持ちうるという一貫した信念がある」(酒井〔11〕221 頁)。酒井〔11〕自身は、いくつかの集落営農の方向が模索されているし、「多様性をこそ認めるべきではなかろうか」(229 頁)としている。

われわれは、以下に述べるように、集落営農といえども、一元的な経理を行い、効率的な経営を行い、そのために法人化していくことが大事であると考えるが、他方では、 多様な集落営農を念頭に置かないと、農業政策全体はうまくいかないと考える。

⁽⁶⁾ 農水省が出した新しい方針は、実際にどこまで実現するかとなると、なかなか難しいようである。

⁽⁷⁾ 注(6)で述べた論争点だけでなく、各地域の集落営農についての実証的研究も多く出版されている。たとえば、高橋〔12〕、安藤〔2〕参照。これらで確認する限りでは、東日本と西日本では、集落営農の状況はかなり異なっている。認定農業者が残っている東日本と集落の崩壊という危機をむかえた西日本の違いがあるようである。

らでも可能であった。にもかかわらず、農地の取得を目的として株式会社を立ち上げるということは、そこには農業生産だけが目的ではないということが含まれているのであろう。それは、農地の転用である。

こうした日本農業の現状をみるとき、われわれが自営業者を中心として定式化してきたことが一定の意味をもってくることがわかる。われわれは自営業者の運動様式を定式化した。その目的は、資本の運動である限り、価値増殖を目的としなければならないということである。そのための「法人成り」である。しかしながら、その価値源泉はあくまでも生きた労働(N)である。家族労働や一部の雇用労働が入ろうと、その本質は変わらない。農業は、工業生産とは違っていて、土に生きてはじめて成立するものである。株式会社を立ち上げ、

しかし、こういう株式会社があるということを私は知らない。また声高に株式会社農業参入を主張する経団連傘下の株式会社で、計画しているところがあるということも聞いたことがない。ということからは、株式会社農業参入のねらいは、農民がいま占有している農地を取得することでしかないのではないか、営農のことはどうでもよく、農地所有権所得ができさえすればいいということなのではないか、と考えざるをえないのである」(188頁)。

少しプライベートな話になるが、私自身がこの梶井の意見に強い共感を覚えるのは、私自身が長い間農業(野菜栽培)を営んできたからである。もちろん、農業を実践してきたのは、農地ではなく、宅地である。農地を購入する権利は、農地法上から、私にはないからである。もう15年ほど野菜栽培をやってきた(グリーン・ツーリズムを実践してきた)が、その経験からすると(教職が本業であるから、野菜栽培はあくまでも副業に過ぎないが)、毎日のように野菜の様子をみていないときちんと育ちはしないということである。農作業の現場に行くことなく、農業が出来るなどということは絶対にありえないことである。もっとも、私の農作業はどちらかといえばいま話題の都市農業であろう。たとえば後藤〔9〕で紹介されているものに近いであろう。最近、高松市に合併された地域で、高松の中心部に30分で行けるところでやってきたことであるから。

⁽⁸⁾ 梶井〔6〕から引用しておこう。「現段階では理念的に株式会社の特質をあげつらっても意味がない。現実の日本の株式会社がどういう行動をこれまでとってきたか、これからもとろうとするのかという視点から判断する必要があるのであって、株式会社によってこそ高い生産性をもった農業ーその高い生産性こそをこれからは問題にしなければならないのだがーを営めるというのだったら、是非とも実例で示してほしいと私は思う。

例えば、むつ小川原で遊ばせている広大な開発用地などを入手して、そこで模範的な大農場を経営し、高い収益をあげられることを見せてほしいものだ。そういう土地を株式会社が取得して農地に再開発し、農業を営むことは、農地法はなんら制約していない。あるいはゴルフ場にするつもりで買った山林を開墾して農業を営む株式会社が出てくることを、農地法はなんら妨げない。

農業の現場にいない経営者が農業労働者を雇って、どこまで成果があげられるか、そこが問題である。株式会社が農地の買収を可能とすれば、うまくいかなくなれば(そう簡単に農業がうまく経営できるわけがない)、結局は転用され、農地はまたたく間に縮小していくことになる。結果として、農業は解体され、食糧自給率は低下していくが、それでも、自動車や電気製品の生産に特化した産業構造に純化していけば、日本は成り立ちうるというのが、財界の主張なのであろう。

いうまでもなく、そんなことがあってはならない。しかし、だからといって、 効率性を無視して、補助金だけで成り立っていてよいものではない。価値増殖 こそを目的として競争に勝ち抜かねばならないし、そのためには、合理化できるところはぎりぎり合理化していかねばならない。「法人成り」をして、資本主義的な資本の運動様式をいつも参照しながら、自らの運動もそれと同じものと (擬制的に) みなしながら、やっていく必要があるのである。

認定農業者にせよ集落営農にせよ,それは純粋な資本主義的農業経営ではない。法人組織を作って,農業資本が運動するかのような擬制を入れて処理することになるだけであり,その法人組織の行動原理は,当然 Δg の拡大である。その結果,集落営農でやる場合には,一人で農業を営んでいるより, $LM + \Delta g$ が大きくなければならない。そのためにはどういう経営を実践していったらいいのか、それこそがいま問われていることになる。

⁽⁹⁾ 小林 [8] では、その第1章で営農集団についての従来の論争を整理しているが(整理するにあたっては、労働過程の3要素-労働力、労働対象、労働手段-のつながり方、即ち、共同の仕方からみていくというところがなかなかおもしろい)、そのなかで「個別家族経営の展開を農業展開の基軸に据える見解」(19頁)を「個別上向化階梯論」と呼び、「一時的・経過的に機械施設の共同利用組織等の形成も見られるが、しかし、その後、農外労働市場の展開や中型機械化体系の確立の下では、一方での兼業深化による農地の流動性の高まりと、他方での稲作生産力の階層間格差の形成の結果、従来の労働所得 (V) を追求する自作農に代わって利潤 (M) を追求する新しい企業原理をそなえた借地型大規模経営がたくましく形成・展開してくる」(23頁)としている。ここで取り扱うものは、労働者を若干雇うということがあるにせよ、基本的には、個別家族経営が展開したものである。それをVとかMとかいうなら、それは本来のVとかMではないのだから、VとかMとかに見なす(擬制化した)ものであると注記しておくべきことであろう。

モンスーンアジアは稲作を中心として長い歴史を刻んできた。稲作を中心とした農業が崩壊していくということは、日本でいえば、日本社会を構築してきたさまざまな文化・伝統が同時に崩壊していくことを意味する。自給率の低下どころではない、根本的な変化を日本社会にもたらすことになるかもしれない。その意味では、価値増殖に成功するかどうかに、そうした地域の今後がかかっているといっても過言ではない。

また、磯部〔3〕は、これからの農政を「現在の『農家保護政策』をやめて、その農政の全体系を、土地=人間保全を基軸として、全市民を目標にして再構築(リストラ)することである。そこではじめて、産直や市民農園、グリーン・ツーリズムさらには農業公園など各地での様々の取り組みが農地の有効利用への道として、農政の重点課題として日の目を見ることであろう」(59頁)としている。先に述べたように、グリーン・ツーリズムを実践してきた私は、この説明自体に反対するものではないし、むしろ賛成するものではあるが、それをマルクス的に、第1の否定→否定の否定として位置づけ、更に、運動論的に、農民運動ー(第1の否定)→労働運動ー(否定の否定)→市民運動と図式化されると、少し疑問が浮かんでくる。少し図式化し過ぎていないか、と。その市民運動というところに、磯部〔3〕は「市民の農民化と農民の市民化の再統合」(58頁)という説明を入れている。再統合はいいし、それが今まさに要請されているものであるが、そこにやはり、ここで述べたような「産業資本的な運動を擬制化して、そこでの効率性の追求を内側に取り込む」という視点もないと、また運動自体が挫折を繰り返すことにならないかと思うのである。

(10) 集落営農という問題を理論的に考えるなら、われわれの論理からいえば、そこに資本の結合という問題を考えねばならないということになるだろう(安井[16]参照)。

われわれの設定は、資本にとって必要なら、価値増殖にとって必要なら、資本の結合とか資本の分化とかが選択されるというものである。集落営農を構成するということは、資本の運動にとって何らかの形で価値増殖に障害が生まれたということを意味し(担い手としての資本家の欠如も、障害の一つである)、その障害を克服するために、資本自らが、農地や農業機械(=資本)を結合して(労働対象の結合ということでいえば、栽培協定も考えられる)、新しい経営形態を構築するというように理解することができるわけである(資本結合を通して、新しい運動形態を確保することは、同時に新しい資本家=担い手の形成とつながることになる)。しかも、集落営農は、労働用役の提供も視野に入っており、共同体の構築といった側面をもつことになる。といっても、時代が大きく変容しており、そこには、個の自立が確保された上での共同体的なものの構築が要請されていることになろう。あくまでも資本の運動を主語に置くというのがわれわれの考えである。だから、資本の運動と重なり合う形でいかに個の自立を保証するか、そして、そのなかで(個がバラバラにならないような)共同体的なるものが、いかに価値増殖、4gの拡大を実現していくか、それが問われることになるのである。

日本の農政の現場でも、共同体的なものは、同時に農業生産法人に転化することが想定されているわけであるから、共同体的な側面を保持しつつも、資本の論理が厳しく貫徹してこそ、集落営農が集落営農として存続していく根拠が与えられることになるであろう。

なお、集落営農ということでいえば、農水省のホームページ(2006年2月現在)には2005年度の統計調査が掲載されている。それをみると、中国地方と比較すると、四国地方は数が少なく(中国地方でも山陰は多い)、香川県では、集落営農は55となっている(そのうち、「農業集落内に認定農業者のいる集落営農」は24となっているから、半分近くは担い手にあたる人がいるということになる。もっとも、その認定農業者の年齢をきちんと押さえておかないといけないが)。また、同じ農水省のホームページをみると、香川県の認定農業者(農業経営改善計画認定数)は1,123で(そのうち法人は86で)、この値は山陰地方と比較して少なくはない。しかし、特定農業法人というと1で、特定農業団体はゼロであり、これは中国地方(山陰地方)と比較すると非常に少なくなっている。したがって、香川県(四国地方)は、2005年現在、(認定農業者の数をみても)農業が盛んでないわけではないが、集落営農を中心とした活動は活発ではないということになる。

いま香川県では,5年間位の計画で集落営農を倍近くに増やし,それを法 人化していく方針であると聞いている。また,認定農業者の法人化も進んでい くであろう。私自身が住んでいる地域でも大きな変化がようやく生まれようと していることになる。

X 結 語

この問題は日本の個人事業者の問題に限定されない。グローバリゼーションの時代である。日本で起こっていることは、形は変われども、他の国でも起こっていることである。

中国が社会主義商品経済を主張し、そのなかから私的企業の存在も容認するようになってきた。それが資本主義への変節かどうかはよく見極める必要があるが、起業化自体は社会主義社会の活性化のためには欠かせないものであろ

^{(11) (}農山田営農組合と書かれているが、実は、私もここは見にいったことがある。香川県であるから、ため池の集中管理を行っており、従来の水田では考えられなかったような規模で運営されていた。

う。そうすると、個人事業者のような運動を積極的に擁護しながら、それを社 会主義体制のなかにどう位置づけていくかは、中国の経済発展の大きな分かれ 目になるであろう。

農業部門でいえば、改革開放の先頭を走ってきた農民請負制も次第に行き詰まりを見せはじめてきた。中国の工業部門の急激な発展がある以上、WTOへの加入後の中国では、農業部門の生産力の上昇は大きな課題になっている。農業部門は自然的条件に強く影響を受けるから、簡単には生産力の上昇は実現せず、中国経済発展のアキレス腱となりつつある。問題はより深刻である。その時、必ず出てくるのが、農民請負制によって個々に分散していったものを(人民公社の再構築ではありえないが)何らかの形でもう一度まとめることであろう。共同性の再構築である。土地の所有は国有が建前であるから、日本の集落営農とは違った形を取ろうが、目指すべき方向に大きな違いがあるわけではない(厳〔18〕参照)。

その意味では、中国の農村の今後にも注目しておく必要がある。

引 用 文 献

- 〔1〕 安藤光義『構造政策の理念と現実』農林統計協会 2003.11
- [2] 安藤光義『地域農業の維持再生をめざす集落営農』全国農業会議所 2004.2
- [3] 磯部俊彦「第3章 脱『農業保護政策の時代』ノート」梶井編著『農業問題その外延 と内包』農村漁村文化協会 1997.9
- [4] 小幡道昭「種の属性としての価値|『経済学論集』第70巻第1号2004.4
- [5] 小幡道昭「貨幣増殖と価値増殖-『貨幣の資本への転化』説批判-」『経済学論集』 第71巻第1号2005.4
- [6] 梶井功『増補改訂 農業構造の変化と農地制度』全国農業会議所2005.7(第2版)
- [7] 桂明宏「『新基本計画』の『望ましい農業構造』は実現可能か」梶井編『日本農業年報52 新基本計画の総点検ー食料・農業・農村政策の行方ー』農林統計協会2005.10
- [8] 小林恒夫『営農集団の展開と構造-集落営農と農業経営-』九州大学出版会 2005.12
- 〔9〕 後藤光蔵『都市農地の市民的利用』日本経済評論社 2003.5
- [10] 佐伯尚美「第六章 農民分解論争の新展開とその批判-農民分解論における第三の立場とは何か-」『現代農業と農民』東京大学出版会 1976.10

- [11] 酒井富夫「『集落営農』をめぐる議論とその可能性」梶井編『日本農業年報 52 新基本計画の総点検ー食料・農業・農村政策の行方ー』農林統計協会 2005.10
- [12] 高橋明広『多様な農家・組織間の連携と集落営農の発展-重層的主体間関係構築の視点から-』農林統計協会 2003.3
- [13] 安井修二『市場社会主義論』信山社 1998.1
- [14] 安井修二・泉保繁美「中小零細企業者の税制について」『香川大学経済論叢』第75巻 第1号2002.6
- [15] 安井修二「『種の属性としての価値』について」『香川大学経済論叢』第77巻第3号 2004.12
- [16] 安井修二「資本の運動について」『香川大学経済論叢』第77巻第4号2005.3
- [17] ヒルファディング (岡崎訳) 『金融資本論』(上) 岩波書店
- [18] 厳善平『中国農村・農業経済の転換』勁草書房 1997.9